

善通寺市告示第16号

次のとおり受託者を公募します。

令和5年3月8日

善通寺市長 辻 村



1 公募に付する事項

- (1) 委託業務名 自家用電気工作物（本庁舎等）の保安管理委託業務
- (2) 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日
- (3) 委託業務の概要

善通寺市が所有している自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するための保安管理業務（別紙仕様書のとおり）

2 応募資格

民間事業者、独立行政法人、許可法人及び公益法人などで、次に掲げる要件をすべて満たす者とします。

- (1) 県内に本店又は営業所、活動拠点を有する法人又は県内に住所を有する個人で、中国四国産業保安監督部長の保安管理業務外部委託承認（平成15年12月31日以降は、「主任技術者不選任承認」）を受けて、現に5年以上連続して電気保安管理業を営んでいる者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 善通寺市指名停止等措置要領（平成元年善通寺市告示第17号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ア 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - イ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (5) 善通寺市税に滞納のない者
- (6) 本契約分も含み、電気事業法施行規則第52条の2及び経済産業省告示249号の要件を満たすこと。
- (7) 電気事業法施行規則第53条第2項第6号の要件を満たす者であること。
- (8) 自ら委託施設の保安管理業務を履行でき、当該業務遂行に必要なノウハウを有し、

かつ、事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織及び人員を有していること。

- (9) 技術及び設備を有し、過去において当該業務の種類及び規模を同じくする業務を行った実績がある者。

なお、上記実績を有する者は、規模内容等の確認できるリスト（様式自由）を提出すること。

- (10) 電気工作物の災害、事故その他非常の場合の連絡を24時間受け得ることができるよう宿直体制があり、かつ、保安業務従事者を1時間以内に委託施設へ到着できる体制がわかるフロー図（様式自由）を提出すること。
- (11) 委託業務の実施に当たって、故意又は過失によって善通寺市又は第三者に与える恐れがある損害（感電、点検に伴う機器の損傷等）に対して十分な賠償能力がある者
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びその構成員でないこと。また、暴力団の構成員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 応募方法

応募意思表明書（任意様式）を善通寺市役所総務部総務課に持参又は郵送（期間内必着）により提出してください。（令和5年3月22日必着）

（受付期間）令和5年3月8日（水）から令和5年3月22日（水）まで
（土・日曜日を除く。）

（受付時間）午前9時30分から午後5時まで

4 契約の方法

- (1) 応募意思表明書を提出した者が1者の場合は、審査の上、市が受託可能であると判断した後、単独随意契約の方法により契約を締結します。
- (2) 応募意思表明書を提出した者が2者以上ある場合は、後日当該業務実施に関する計画書案を提出していただき、審査の上、市が受託可能であると判断した応募者の中から、指名競争入札又は競争見積りの方法により契約相手を選定した上、契約を締結します。

5 応募・照会先

〒765-8503 香川県善通寺市文京町二丁目1番1号

善通寺市役所 総務部総務課 担当：大矢根

電話：0877-63-6302

FAX：0877-63-6350

6 その他

本件公募に係る受託者の選定については、当該契約に係る予算が議会で可決され、令和5年4月1日以降で予算の執行が可能になった時にその効力が生じます。